第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

△

○

⑶【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
	（株）	（株）	（株）
合計			

［５～11　略］

［第２～第５　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑸　略］

⑹　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

［ａ～ｆ　略］

ｇ　「買付予定数」の欄には、法第27条の３第１項に規定する買付予定の株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数を記載すること。

ｈ　［略］

ｉ　「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第４項第２号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限を記載すること。

［⑺～⑿　略］

⒀　その他買付け等の条件及び方法

ａ　「⑴法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第１項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

また、法第27条の13第４項第１号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を、株券等の種類ごとに付した場合における、当該条件の内容（一部の種類の株券等について応募株券等の数の合計があらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときに、当該種類の株券等について応募株券等の全部の買付け等をしないことや他の種類の株券等についても応募株券等の全部の買付け等をしないこと等）を具体的に記載すること。

［ｂ～ｇ　略］

［⒁～㉞　略］

⑶【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
（株）	（株）	（株）

［５～11　同左］

［第２～第５　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑸　同左］

⑹　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

［ａ～ｆ　同左］

ｇ「買付予定数」の欄には、法第27条の３第１項に規定する買付予定の株券等の数を記載すること。

ｈ　［同左］

ｉ　「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第４項第２号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数の上限を記載すること。

［⑺～⑿　同左］

⒀　その他買付け等の条件及び方法

ａ　「⑴法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第１項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

［ｂ～ｇ　同左］

［⒁～㉞　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（信用協同組合等の子会社の範囲等） **第四条**　［略］ ［２～４　略］	（信用協同組合等の子会社の範囲等） **第四条**　［同上］ ［２～４　同上］